

< 一括償却資産と減価償却実施額 >

少額減価償却資産だ、一括償却資産だと税法はやたらに変更してくれるので、そのあおりを受けて会計処理がいろいろ変更されているようです。そこで、今回は現行の経営状況分析の指標が改正された平成 11 年にすでに制度としてあった一括償却資産と減価償却実施額との関係について整理してみます。

一括償却資産は、平成 10 年度の税制改正で新設されました。取得価額が 20 万円未満の減価償却資産で、少額の減価償却資産(取得価額 10 万円未満)の取得価額の損金算入の規定の適用を受けないもの(国外リース資産を除きます。)については、一括償却の対象とした減価償却資産につき、事業年度ごとに一括して 3 年間で均等償却することができるということです。

その当時、どのような会計処理をするかはいろいろ議論がありましたがおおむね【右下の表 ~】のような会計処理がなされているのではないかと思います。

一方、経営事項審査の事務取扱いについて(通知)[平成 16 年 6 月 25 日国総建第 90 号]では、減価償却実施額とは、「審査対象営業年度における未成工事支出金その他の棚卸資産に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用計上した額をいう。」とされています。

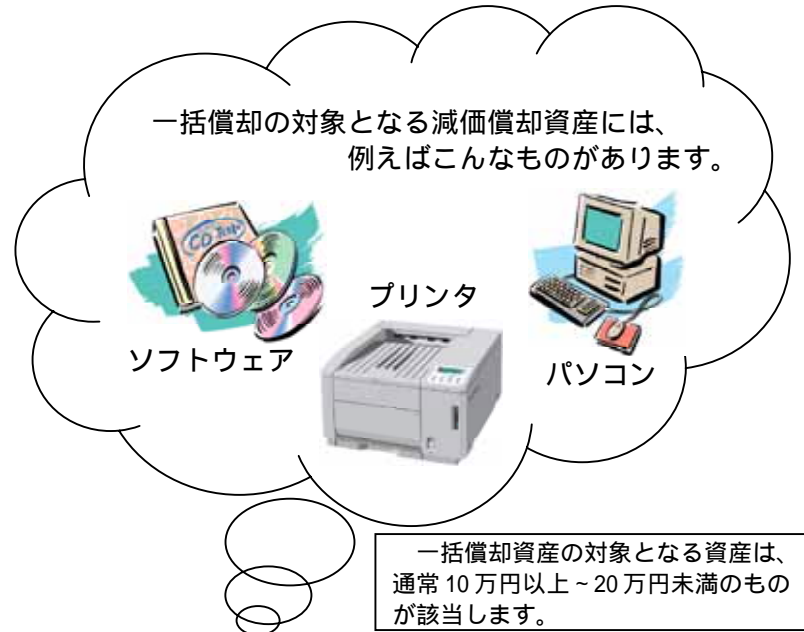
そこで、【右表】の方法で減価償却費として費用計上していれば、減価償却実施額に該当することになります。

【表】一括償却資産の会計処理(例示)

	単年度で費用に計上	固定資産に計上	長期前払費用に計上
会計処理	科目例 消耗品費 備品費 少額資産費 (個別管理用の科目) 償却超過額は 申告書で加算	一括償却資産 少額固定資産 その他固定資産 1/3 又は全額を 減価償却費として 費用計上 全額費用計上した 場合の償却超過額 は申告書で加算	1/3 を備品費等の 費用に計上
財務諸表上の 表示科目(例示) <small>建設業用ではありません。</small>	消耗品費	減価償却費	備品費
減価償却実施額 に該当の別	該当しない	該当する	該当しない

いづれの会計処理でも問題ないと思われませんが、「経審」の点数には違いが出ます。その影響が軽微かどうかを考えて決算をすることも大切です。

WISENET 編集部 松村 清(税理士)



一括償却資産の対象となる資産は、通常 10 万円以上 ~ 20 万円未満のものが該当します。

弊社 100% 出資子会社 **ワイズ公共データシステム株式会社** < 経営状況分析申請 > 受付中! 詳しい資料請求は下記にてどうぞ!
 お電話 < 026-232-1145 > FAX < 026-232-1190 > e-mail < info@wise-pds.jp >

1社1社に合わせたコンサルティングが好評
ISOに関するお問い合わせ・ご相談等も承っております。

- ISO コンサルティングについてデモ希望(無償)
- ISO コンサルティング資料請求(無償)
- ISO コンサルティング見積希望(無償)
- Wisdom 資料請求(無償)
- Wisdom デモ CD 希望(無償)
- 送信先宛名変更(右欄に変更後の宛名をご記入ください)
- 今後「Wise FAXNET」送信不要
- 今後「Wise FAXNET」メール送信に変更希望

資料・デモをご希望の方は、下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名と担当者名、TEL のみをご記入下さい。

貴社名	
ご担当者様	ご役職・部署名
TEL	FAX
今後メールでの送信をご希望される場合は下記にアドレスをご記入下さい。	
e-mail	